(3)　当該割合が増加することにより、新たに再委託の相手方等の総株主等の議決権の百分の五十以上の議決権の数を直接に保有する者に該当する者がある場合

（変更の報告）

第二十五条　法第五十四条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による報告（次項の規定による変更に係る事項の報告を除く。以下この項において同じ。）は、第九条第二項各号に掲げる書類（有効期間又は有効期限のあるものにあっては法第五十四条第四項の規定による報告の日において有効なものに、その他のものにあっては当該報告の日前三月以内に作成されたものに限る。）を添付して、特定重要設備の導入を行う場合の導入等計画書の変更をした場合にあっては様式第九㈠により、特定重要設備の重要維持管理等を行わせる場合の導入等計画書の変更をした場合にあっては様式第九㈡により行うものとする。ただし、供給者等の代表者の氏名、住所及び設立準拠法国等に変更がないときは、第九条第二項第一号に掲げる書類の添付を、供給者等の役員の氏名、生年月日及び国籍等に変更がないときは、同項第二号に掲げる書類の添付を省略することができる。

2　法第五十四条第四項の主務省令で定める変更は、構成設備の種類、名称又は機能の変更とする。

3　前項の規定による変更の報告は、様式第十により行うものとする。

（立入検査の証明書）

第二十六条　法第五十八条第二項の立入検査をする職員の身分を示す同条第三項の証明書は、様式第十一によるものとする。

（新設）

（立入検査の証明書）

第七条　法第五十八条第二項の立入検査をする職員の身分を示す同条第三項の証明書は、様式第四によるものとする。

様式第四を次のように改め、同様式を様式第十一とする。

様式第十一（第二十六条関係）

表

年　月　日発行第　　号（　　年　　月　　日まで有効）

職　名	氏　名	生年月日

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第58条第２項の規定による立入検査証

（写真）

（発行権者）　　印

裏

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律

抜粋

（報告徴収及び立入検査）

第五十八条　（略）

2　主務大臣は、第五十一条、第五十二条第六項及び第十項並びに第五十五条第一項及び第二項の規定の施行に必要な限度において、特定社会基盤事業者に対し、その行う特定社会基盤事業に関し必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、特定社会基盤事業者の事務所その他必要な場所に立ち入り、当該特定社会基盤事業に関し質問させ、若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3・4　（略）

第九十六条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一～四　（略）

五　第四十八条第五項から第七項まで、第五十八条第二項又は第八十四条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

六・七　（略）

（備考）　用紙の大きさは、日本産業規格B8とする。